

電波の有効利用の促進

— 電波法の一部を改正する法律案 —

遠藤 和宏
(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案提出の背景・経緯
 - (1) 電波利用料制度の概要
 - (2) 電波制度改革の検討
 - (3) 本法律案の提出
3. 本法律案の概要
 - (1) 電波利用料の見直し(料額改定・用途の追加等)
 - (2) 電波割当制度の見直し(特定基地局開設料等)
 - (3) 実験等無線局に係る特例の整備
 - (4) 施行期日等
4. 本法律案の主な論点
 - (1) 電波利用料の料額の早期見直しと歳入・歳出規模の拡大
 - (2) 電波利用料の歳入・歳出決算の差額
 - (3) 特定基地局開設料の導入
 - (4) 特定基地局開設料の用途
5. おわりに

1. はじめに

政府が実現を目指す Society5.0¹では、IoTやAIなど様々な先端技術が取り入れられることになるが、これらを支える不可欠のインフラとなるのが電波である。電波は、有限希少な国民共有の財産であり、これまでも電波を有効利用するための取組が実施されて

¹ 「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月閣議決定)(平成28年度からの5か年計画)では、「Society 5.0」について、「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味を込めている」としている。

きたが、Society5.0の実現や第5世代移動通信システム（5G）の導入に向けて、電波の更なる有効利用を図ることが重要となっている。

こうした状況の下、政府は、平成31年2月12日に「電波法の一部を改正する法律案」（閣法第18号）を閣議決定し、同日、国会に提出した。本稿では、電波の有効利用の促進を目的とする本法律案について、提出に至る経緯、本法律案の概要及び主な論点を紹介したい。

2. 本法律案提出の背景・経緯

（1）電波利用料制度の概要

電波利用料は、電波監視等の無線局全体の受益を目的として行う事務（電波利用共益事務）に要する費用について、その受益者である無線局免許人等が負担するものとされている（電波法第103条の2）。これは、無線局の急増やそれに伴う監理費用の増大を受け、平成4年の電波法改正により、平成5年度から導入された制度である。

ア 電波利用共益事務

電波利用共益事務は、電波法（第103条の2第4項）に規定され、①電波監視の実施、②総合無線局監理システムの構築・運用、③電波資源拡大のための研究開発等、④電波の安全性に関する調査及び評価技術、⑤標準電波の発射、⑥特定周波数変更対策業務、⑦特定周波数終了対策業務、⑧周波数有効利用促進事業、⑨携帯電話等エリア整備事業、⑩電波遮へい対策事業、⑪電波の安全性や適正利用に関するリテラシーの向上、⑫地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援、⑬民放ラジオ難聴解消支援事業、⑭衛星放送用受信環境整備事業、⑮電波利用料制度の企画・立案等という内容になっている。

イ 電波利用料の料額

電波利用料の料額は、電波利用共益費用及び無線局の開設状況を勘案して算出され、無線局別に年額で定められている（電波法第103条の2第1項、別表第6）。

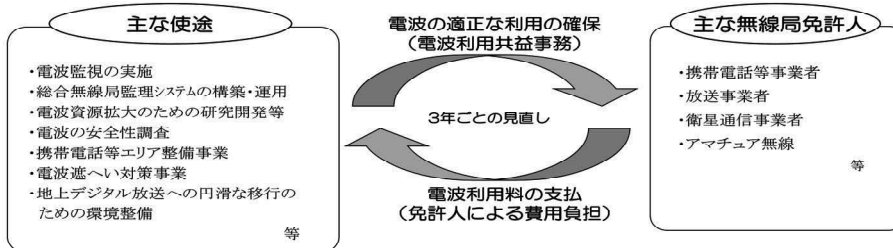
ウ 3年ごとの料額等の見直し

政府は、少なくとも3年ごとに、電波利用料制度の施行状況について電波利用料の適正性の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている（電波法附則第14項）。

電波利用料制度のうち、電波利用料の料額の改定については、平成5年度の制度創設以来、3年ごとに見直しが行われてきた（図表2参照）。

図表 1 電波利用料制度の概要

- 電波利用料は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる電波利用の共益費用として負担を求めるもの。
- 電波利用料制度は法律により少なくとも3年ごとに見直ししており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の用途）は電波法第103条の2第4項に具体的に限定列挙。



（出所）総務省資料

図表 2 電波利用料制度の主な改正経緯

施行	改正の概要	施行	改正の概要	施行	改正の概要
平成5年度	●電波利用料制度の導入 - 用途は「電波監視」、「総合無線局監視ファイルの作成・管理」、「その他（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）」 - 料額は電波監視に係る費用は均等に、総合無線局管理ファイルに係る費用は使用する情報量に応じて按分することで設定	平成16年度	●使途追加 - 「特定周波数終了対策業務」 ●包括登録制度の導入 - 包括登録局に関する料額を設定	平成21年度	●納付方法追加 - 納付受託者経由での納付（いわゆるコンビニ納付） ●使途追加 - 「低所得世帯への地デジチューナー等の支援」
平成8年度	●使途追加 - 「技術試験事務」 ●料額改定 ●納付方法追加 - 口座振替	平成17年度	●使途追加 - 「電波資源拡大のための研究開発」、「携帯電話等エリア整備事業」 ●料額改定 - 電波の利用価値（使用する周波数幅等）に応じて負担する考え方を導入（広域専用電波の制度の導入） - 国民の生命財産、身体、安全及び財産の保護に寄与する無線局等の電波利用料を軽減する措置（特性係数）を導入 - 無線局の特性に応じた料額の区分の細分化	平成23年度	●使途追加 - 時限措置として「東北3県におけるアナログ放送の延長期間の運用経費助成業務」 ●料額改定 - 電波の利用価値に応じて負担する部分を拡大（「特性係数」は維持）
平成9年度	●包括免許制度の導入 - 包括免許局に関する料額を設定	平成20年度	●使途追加 - 「無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務」、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」、「電波の安全性や適正利用に関するリテラシーの向上」 ●使途の限定列挙 - 「その他」との記載を改め、使途を全て限定列挙 ●料額改定 - 電波の利用価値に応じて負担する部分を拡大	平成25年度	●使途追加 - 「周波数有効利用促進事業」（防災ICTシステムのデジタル化のための整備）
平成11年度	●使途追加 - 「その他」の使途として、「電波の安全性に関する調査及び評価技術」、「電波遮へい対策事業」、「標準電波の発射」を実効追加 ●料額改定			平成26年度	●使途追加 - 時限措置として「民放ラジオ難聴解消支援事業」 ●料額改定 - 携帯電話等に係る電波利用料に上限額を設定
平成13年度	●使途追加 - 「特定周波数変更対策業務」			平成29年度	●使途追加 - 時限措置として「衛星放送受信環境整備支援」 ●料額改定

（出所）総務省資料

（2）電波制度改革の検討

ア 規制改革推進会議での検討

平成29年7月、規制改革推進会議は、IoTや自動走行を始め、新たな製品・サービスが実現しつつあり、今後、5Gの導入により電波利用ニーズの更なる拡大が見込まれ、電波の更なる有効利用を図ることが重要となるとの認識の下、第2期（平成29年7月から平成30年6月まで）の議論を開始した。

同会議は、平成29年9月に決定した「当面の重要事項」において、「電波割当制度改革」を「年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項」の一つに挙げ、「官民の電波利用

状況に関する情報開示の充実、電波利用料体系の再設計など、より有効に電波を利用する者に対し機動的に再配分するためのルールづくり」を行うとした。

イ 規制改革実施計画の決定

その後、同会議は、「規制改革推進に関する第2次答申」（平成29年11月）を取りまとめ、「電波割当制度改革」について、①割当て・利用状況の「見える化」、②制度面、公共部門及び民間部門における帯域確保に向けた対応、③割当てに関わる制度の見直し、④経済的価値をより一層反映した電波利用料体系の見直しの観点から提言を行った。これを踏まえ、政府は、平成30年6月に「規制改革実施計画」を閣議決定した。同計画においては、「平成30年度中に法案提出」する事項として、①周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築、②周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設、③割当手法の抜本的見直し、④電波の利用に関する負担の適正化、⑤公共用無線局からの電波利用料の徴収、⑥電波利用料の使途の見直しを掲げた。

ウ 電波有効利用成長戦略懇談会の設置及び報告

一方、総務省は、平成29年11月、「電波有効利用成長戦略懇談会」を設置した。同懇談会は、「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえ、Society5.0における具体的な電波利用の在り方について検討を行い、平成30年8月に報告書（以下「懇談会報告書」という。）²を取りまとめた。懇談会報告書では、法改正に関するものとして、①周波数の返上等を円滑に行うための仕組み、②割当手法の抜本的見直し、③電波利用料の使途の見直し、④電波利用料負担の適正化、⑤公共用無線局からの電波利用料の徴収、⑥調査・研究等用端末の利用の迅速化が挙げられた。

エ 電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針

総務省は、懇談会報告書等に基づいて、平成31年2月に「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」を決定した。同方針は、平成31年度からの3年間の電波利用料の料額を算定する基本的な手順等を取りまとめたものであり、電波法で規定される料額は同方針に基づいて算定される。同方針では、電波利用料の総額規模として年約750億円を想定していることが示された。さらに、同方針では、携帯電話の特性係数³や料額区分の見直し等を行うこととした上で、周波数帯域幅や無線局の出力等に基づき、無線局の区分ごとの料額を新たに算定するとした。

なお、事業者からは、従来の3年ではなく2年での料額の見直しについて、「極めて遺憾」とし、「料額改定の前倒しはあくまで例外であり、今後は3年周期で実施されるものと認識している」旨の意見が示された⁴。これに対し、総務省は、「2020年の5G実現による周波数の急激な需要拡大も踏まえ、周波数の有効利用の更なる促進等を内容とする

² 総務省「電波有効利用成長戦略懇談会報告書」（平成30年8月）〈http://www.soumu.go.jp/main_content/000572077.pdf〉（以下URLの最終アクセスの日付はいずれも平成31年4月18日）

³ 各無線システムの特性に応じて電波利用料を軽減する係数（特性係数）のうち、「国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」（係数1/2）を携帯電話に新たに適用することとした。

⁴ 一般社団法人日本民間放送連盟「「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対する意見」（平成31年1月）1頁

大規模な改革を緊急に検討すべき」としている⁵。

(3) 本法律案の提出

以上の規制改革実施計画や懇談会報告書等を踏まえ、第 198 回国会（常会）において、「電波法の一部を改正する法律案」（閣法第 18 号）が、平成 31 年 2 月 12 日の閣議決定を経て、同日、国会に提出された。

本法律案は、電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備等の措置を講じようとするものである。

3. 本法律案の概要

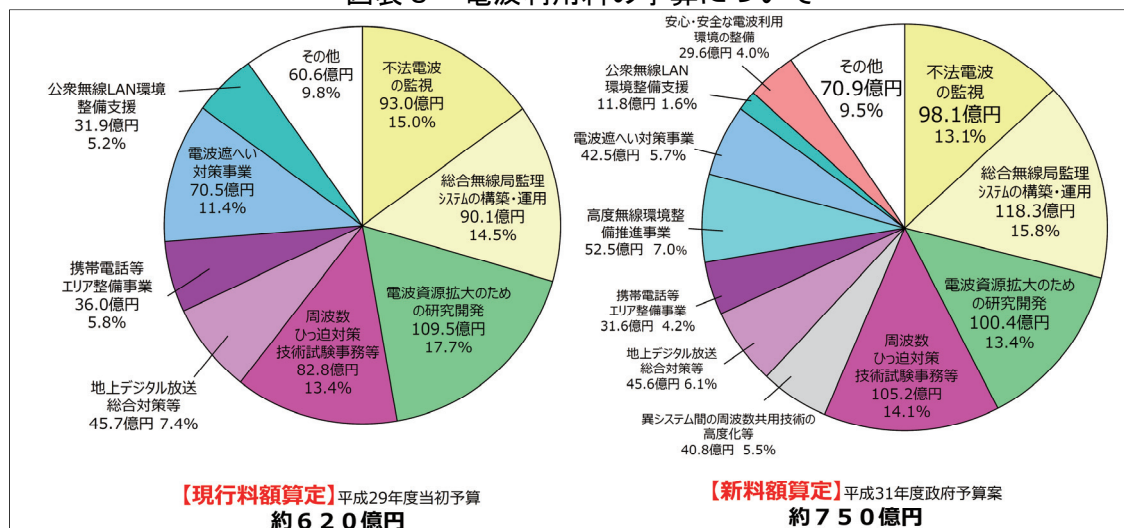
(1) 電波利用料の見直し

ア 電波利用料の料額の見直し

平成 31 年度からの 3 年間の電波利用料の歳入・歳出の予算規模は、5 G 等の新たな電波利用の拡大に対応するため、①高度無線環境整備推進事業、②異システム間の周波数共用技術の高度化等、③安心・安全な電波利用環境の整備などの事業に必要な経費を計上したことによって年約 750 億円とされ、平成 29、30 年度の年約 620 億円から増額することとなった（図表 3 参照）。

本法律案は、電波利用料の料額について、総務省が策定した「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」に定められた電波利用料の料額の算定方法に従い、新たに算出された料額に改定するものである。料額の改定により、携帯電話については約 2 割、放送については約 3 割の各無線局の負担の増加が見込まれている（図表 4 参照）。

図表 3 電波利用料の予算について



(出所) 総務省資料

⁵ 総務省「「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対して提出された意見及び総務省の考え方」（平成 31 年 2 月） 1 頁

図表 4 各無線局の負担額

【携帯電話】	【地上デジタルテレビ】
無線局単位＋電波帯域 により徴収	無線局単位により徴収
＜無線局単位により徴収される電波利用料＞	＜無線局単位により徴収される電波利用料＞
・携帯電話端末 170円 (現行140円)／局	・大規模局(東京) 約5.7億円 (現行約3.8億円)／局
・基地局 200円 (現行200円)／局	・中規模局(近畿・中京) 約1.0億円 (現行約7,590万円)／局
＜電波帯域により徴収される電波利用料＞	・中規模局(県域) 約19万円 (現行約17万円)／局
・電波帯域(470MHz～3.6GHz)1MHz当たり 約3,264万円 ※ (現行約4,763万円)	・中継局 1,800円～約19万円 ／局 (現行 1,200円～約17万円)
・電波帯域(3.6～6GHz)1MHz当たり 約148万円 ※ (新設)	
※専用帯域の料額。共用帯域の料額は上記の半額。	

(出所) 総務省資料

イ 電波利用料の算定方法に係る見直し（料額区分等）

懇談会報告書を踏まえて「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」に盛り込まれた電波利用料の算定方法に係る見直しのうち、法律事項として、本法律案に盛り込まれたものは以下の2点である。

（周波数帯の区分の見直し） 現行の周波数帯の区分は、周波数の逼迫状況に応じて、3GHz以下と3GHz超6GHz以下の2つに分かれている。

懇談会報告書は、「料額の算定におけるひっ迫帯域帯の区分に関しては、電波利用料に電波の利用価値をより一層反映させるため、4G（3.5GHz帯）の利用が急拡大しているといった国内外の状況を踏まえ、（中略）ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz超 3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分とすることが適当である」とした。

本法律案は、電波利用料負担額の割り振りに係る周波数の帯域区分を近年の無線技術の進展による帯域の価値の変化を反映した形に見直し、懇談会報告書のとおり帯域区分を3区分とするものである。

（広域専用電波の見直し） 電波利用料は、原則、無線局1局単位の料額となっているが、携帯電話など特定の周波数において相当数の無線局を開設する無線システムについては、電波有効利用の促進を図ることを目的に、当該無線システムが使用する周波数を広域専用電波として指定し、1MHz幅当たりの料額を適用している。

懇談会報告書は、「携帯電話による 3.5GHz帯の利用が急拡大していることに加え、平成30年度（2018年度）末頃までに5G（3.7GHz帯、4.5GHz帯）の割当ても想定されていることから、広域専用電波として指定できる周波数の上限を6GHzまで引き上げることが適当である。併せて、他の無線システムと共用される周波数帯であっても、無線システムの中では同一の者が専用で使用している周波数については、周波数有効利用のインセンティブを阻害しないよう、広域専用電波に類する概念を導入し、電波利用料（中略）を1MHz単位で徴収する仕組みを導入することが適当である」とした。

本法律案は、懇談会報告書のとおり広域専用電波として指定が可能な周波数帯を拡大することとし、広域専用電波を改め、新たに広域使用電波とするものである。

ウ 電波利用料の使途の追加

現行の電波法は、電波利用料を用いて行う事務として、2.(1)アのとおり①から⑮を掲げている。本法律案は、電波利用料の新たな使途として、「電波伝搬の観測・分析等」の事務及び「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」の事務を追加するものであり、詳細は以下のとおりである。

(電波伝搬の観測・分析等の事務追加) 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)は、国立研究開発法人情報通信研究機構法第14条第1項第4号に基づき、「電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること」を業務としている。

懇談会報告書は、近年、社会・経済活動のICTへの依存が高まる中、電波伝搬異常に起因する通信・放送システム等の障害に対する懸念が高まっているとして、「我が国の社会・経済活動に不可欠な通信・放送システムの安定的な運用を確保するため、電波伝搬を継続的に定点観測・分析し、伝搬異常の発生の予測等を実施する」とした。

本法律案は、電波利用料の使途として新たに「電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をする事務並びに当該事務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行う事務」(電波伝搬の観測・分析等)を追加するものである。

これにより、NICTが行う電波の伝わり方の観測等の業務を電波利用共益事務として行うこととされている。

(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の事務追加) 懇談会報告書は、「災害時における確実な情報伝達を可能とする無線システムの耐災害性の向上が求められている」とし、地域における災害時の周波数の有効利用を推進するため、「大規模災害時における効率的な情報伝達を行うため、地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援」を実施するとした。

本法律案は、懇談会報告書のとおり、電波利用料の使途として、当分の間、大規模災害に備えるための放送用設備の整備に係る補助金の交付を行うこと(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)を追加することとしている。

エ 公共用無線局からの電波利用料の徴収

電波利用料は、原則として全ての無線局免許人が支払う必要があるが、国の機関及び地方公共団体等が開設する無線局(以下「公共用無線局」という。)については、消防用、防衛用、警察用などの主な目的に応じて電波利用料が減免されている。

懇談会報告書は、「国等の公共用無線局の周波数有効利用を促進するため、周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、そのような無線システムを導入することが困難な特段の事情がある免許人等に対し、周波数の能率的な利用に資する無線システムへ移行する期限等を定めた上で、新たな無線システム導入のための補助金等のインセンティブを与えることで、新たな無線システムへの移行を促すことが適当である。その上で、移行期限が到来してもなお、周波数利用効率の悪い技術を用いた無線局を使い続ける免許人から

は、電波利用料を徴収することが適当である」とした。周波数利用効率の悪い技術を用いた無線局の具体的な基準として、「現時点では、例えばデジタル方式の無線システムが一定程度普及しており、デジタル方式の無線システムを導入するための補助金等も活用可能であるにもかかわらず、周波数効率の悪い従来のアナログ方式の無線システムを使い続けている場合などが想定される」とした。

本法律案は、公共用無線局が非効率な技術を使用していると認められるとして政令で定めるものである場合には、当該公共用無線局に対して、電波利用料を徴収する規定の整備を行うものである。

（２）電波割当制度の見直し

ア 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続に関する規定の整備

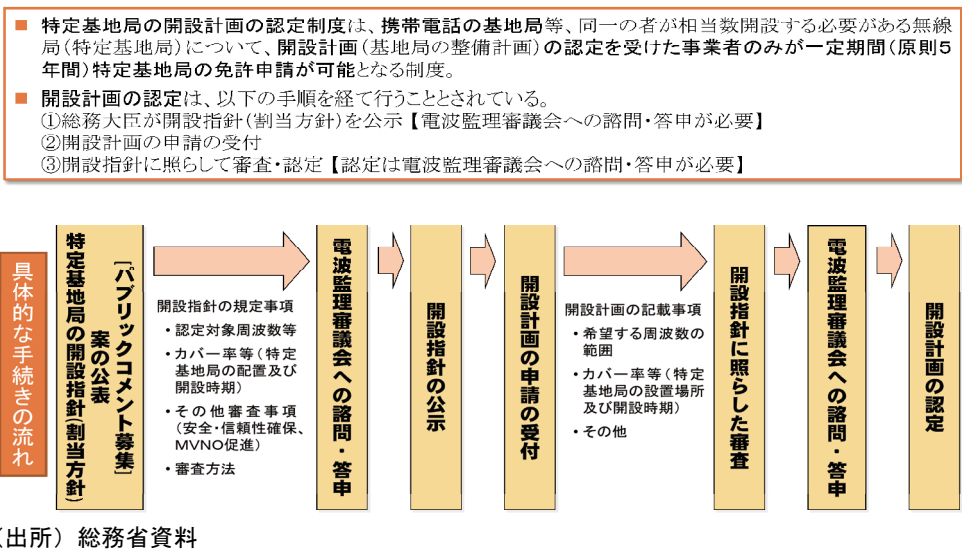
（特定基地局開設料の審査項目への追加） 懇談会報告書は、経済的価値を踏まえた割当手法を適用する対象として、「①一定程度のエリアにおいて、同一の無線システムの中では一の者が専用する周波数であること」、「②新たな周波数が割り当てられる場合であって、競争的な申請が見込まれるもの」を満たすものとし、「その経済的価値を踏まえた割当てを可能とするための制度化を行うべきである」とした。具体的には、特定基地局の開設計画の認定時に実施される比較審査の審査項目に、「経済的価値に係る負担額」（事業者が申請に当たって申し出る金額）（特定基地局開設料）の項目を追加することが想定されるとした。

本法律案は、携帯電話の基地局等、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）を開設しようとする者は、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画に、「特定基地局開設料」（認定を受けた者が納付すべき金銭）の額を記載しなければならないことを定めるとともに、当該認定を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに開設計画に記載した特定基地局開設料を国に納付しなければならないこととするものである。

これにより、５Ｇ等の電波の割当てに当たり、比較審査項目（人口カバー率、MVNO⁶促進等）の一つとして、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る特定基地局開設料を加え、総合的に審査することとなる。

⁶ 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成29年9月）では、①移動通信事業者（MNO）の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者と定義されている。

図表 5 特定基地局の開設計画の認定制度



(特定基地局開設料の使途) 懇談会報告書は、「新たな割当手法により生じる収入は、無線局全体の受益を直接の目的としていないが、Society5.0の実現に資する「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てることが適当である」とした。「電波利用の振興のための事務」の具体例として、「5G、IoT、自動運転システム等の最先端のワイヤレスシステムの社会実装を加速させるための実証試験の実施やテストベッドの構築」や「電波利用の高度化を通じて生産性向上等に寄与するためのICTインフラやシステムの整備」、「ICT利用促進のための人材育成」等が挙げられた。

本法律案は、「特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額」を「電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策、当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報の活用による高い付加価値の創出を促進するために必要な施策及び当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するために必要な施策の実施に要する経費(電波利用共益費用に該当するものを除く。)」に充てるものとするものである。

イ 既存周波数の利用を促進するための規定の整備

懇談会報告書は、特定基地局に係る開設計画について、「認定期間中のみならず、認定期間が終了した周波数帯についても、無線局免許単位だけではなく、周波数帯ごとの利用状況や利用計画を明らかにして、移動通信事業者による有効利用に向けた取組を確保する仕組みが必要である」とし、「具体的には、認定期間終了後の周波数帯について、周波数帯ごとに、移動通信事業者に対して、基地局数、人口カバー率、面積カバー率、周波数有効利用技術、トラヒックの状況などを含む周波数の有効利用に関する計画を策定させ、総務大臣が審査するなどの方法が考えられる」とした。さらに、「仮に、移動通信事業者が、正当な理由なく当該計画を達成できないと認められる場合には、周波数の返上を行わせることが適当である」とした。

本法律案は、高度既設特定基地局(既に開設されている特定基地局であって、その無

線設備に当該無線通信を確保するための機能を付加したもの）の範囲、配置等に関する事項を開設計針に定めるとともに、特定基地局を開設計画とする者は、高度既設特定基地局を運用する場合には、その総数、無線設備の設置場所、運用開始の時期等を開設計画に記載しなければならないことを定めるほか、総務大臣は、開設計画の認定を受けた者が正当な理由なく、認定を受けた開設計画に従って高度既設特定基地局を運用していない場合及び開設計針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を納付していない場合には、開設計画の認定を取り消すことができることとするものである。

これにより、5 G等の電波の割当てに当たり、4 G基地局の整備計画など既存周波数の活用計画も審査できることとなる。

（３）実験等無線局に係る特例の整備

電波法において、無線設備は同法第３章（第 28 条から第 38 条の 2）に定める電波の質や受信設備の条件等に関する技術基準に適合することが求められており、それを担保する手段として無線局の免許（第 41 条）、登録制度（第 27 条の 18）や技術基準適合証明制度（第 38 条の 6）が設けられている。

懇談会報告書は、「ICT市場のグローバル化の進展に伴い、技術やサービスの開発スピードがますます求められるようになってきており、Society5.0の実現に向けて我が国の国際競争力を高める観点からは、海外の無線機器を用いた調査、研究、試験等を迅速に実施できるようにすることが重要である」とした。

その上で、「Wi-Fi、Bluetooth、ZigBee 等を利用した無線設備について、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合しており、我が国で割り当てている周波数帯において調査、研究、試験等の用途で利用する場合に限り、（中略）技術基準適合証明を取得せずとも一定期間利用可能とすることが適当である」とした。

本法律案は、電波法第３章に定める技術基準に相当する技術基準を満たす等の一定の条件を満たした場合、技術基準適合証明等を取得しなくても、届出により、180 日を超えない範囲で総務省令で定める期間、Wi-Fi 等を用いて新サービスの実験等を行うことを可能とするものである。

（４）施行期日等

ア 施行期日

本法律案は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。ただし、特定基地局の開設計画の認定に関する改正規定等は公布の日から、実験等無線局の開設及び運用に係る特例に関する改正規定等は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

イ 検討条項

政府は、この法律の施行後 3 年以内に、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとしている。

4. 本法律案の主な論点

(1) 電波利用料の料額の早期見直しと歳入・歳出規模の拡大

電波利用料制度は、電波法附則第 14 項の規定により少なくとも 3 年ごとに見直しを行うこととされ、電波利用料の料額の改定については、平成 5 年度の電波利用料制度の創設以来、3 年ごとに見直しが行われている。しかし、今回は 2 年での見直しとなり、これについて、事業者側から、前述のとおり「極めて遺憾」との意見が示されている。

また、今回の見直しにより、平成 31 年度からの 3 年間の電波利用料の歳入・歳出予算は、現行より約 130 億円増となる年約 750 億円となり、各無線局の負担額は、携帯電話が約 2 割、放送が約 3 割の増加の見込みとされている。

日本民間放送連盟は、「今回の料額改定は例外的に前倒しして実施するにもかかわらず、歳入・歳出規模が現行の約 620 億円から 20% も肥大化することになる」とし、従前より強く求めてきた①電波利用共益事務として実施する事業の更なる効率化や必要性の検証の徹底、②歳出規模の抑制、③免許人の負担軽減が反映されていない旨の意見を示している⁷。

大手携帯電話事業者は、「歳出規模の増加が安易な料額負担の増加につながらないよう、(中略)適正な歳入歳出規模となることを要望する」旨の意見を示している⁸。

電波利用料の増額が携帯電話の通信料金等に転嫁され国民の負担増につながる懸念も示されており⁹、総務省は、電波利用料の料額改定を 1 年前倒しで行う理由、歳入・歳出規模を大幅に拡大する必要性について、具体的に明らかにすることが求められよう。

(2) 電波利用料の歳入・歳出決算の差額

電波利用料の歳入・歳出については、決算時に歳入が歳出を上回ることが多く、平成 29 年度決算においても、歳入約 647 億円に対し、歳出は約 490 億円となった。こうした状況の下、差額の累積額は平成 29 年度決算時点において、約 972 億円に上っている。

また、電波法第 103 条の 3 第 2 項では、歳入・歳出の累積差額について、予算で定めるところにより、当該年度の電波利用料共益費用の財源に充てることができるとされているが¹⁰、総務省は、同規定の解釈・運用について「緊急性、必要性というところを一つのメルクマールとして考えてきた」とし¹¹、近年では、平成 29 年度及び平成 21 年度の補正予算に計上している¹²。

⁷ 一般社団法人日本民間放送連盟「「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対する意見」(平成 31 年 1 月) 2 頁

⁸ 総務省「「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された意見及び総務省の考え方」(平成 31 年 2 月) 3 頁

⁹ 『読売新聞』(平 31. 1. 20)

¹⁰ 電波法第 103 条の 3 第 2 項「政府は、当該会計年度に要する電波利用共益費用に照らして必要があると認められるときは、当該年度の電波利用料の収入額の予算額のほか、当該年度の前年度以前で平成五年度以降の各年度の電波利用料の収入額の決算額(中略)に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成五年度以降の各年度の電波利用共益費用の決算額(中略)を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の電波利用共益費用の財源に充てるものとする。」

¹¹ 第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 13 号(平 31. 4. 16)

¹² 総務省は、歳入と歳出の差分を活用した事例として、「平成 21 年度は、地上デジタル放送への移行支援などに約 250 億円の補正予算を計上している。また、平成 29 年度の補正予算は、次世代モバイルシステムの技術実証に約 6 億円を計上している」旨答弁している(第 198 回国会衆議院総務委員会議録第 13 号(平 31. 4. 16))。

電波利用料の歳入・歳出の差額については、平成 29 年の電波法改正時の国会審議においても議論となり、電波利用料制度における受益と負担のバランスは適正である必要があるとの問題意識の下、歳入と歳出の一致に向けた政府の取組方針が問われた。これに対し、政府は、「平成 29 年度予算につきましては、歳入と歳出を一致させた約 620 億円としております。30 年度、31 年度の予算につきましても、各年度の歳入と歳出の関係は一致させるとの考え方の下で適切に対応したい」とし、さらに、「今後 3 年間ににつきましては余り無線局数が大きな変動を起こさないと考えておりまして、そういう意味では、想定がかなり今までよりもより確度が高い」と答弁した¹³。しかし、前述のとおり、平成 29 年度決算では、歳入・歳出に大きな乖離が生じている。

懇談会報告書では「電波利用料の共益費用としての性格や、特定財源としての位置付けを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」とされている。さらに、累積差額が拡大を続けているにもかかわらず、平成 31 年度予算において、総務省は、累積差額の電波利用料財源への充当を行わず、歳入・歳出規模を約 750 億円に拡大させている。こうした総務省の対応が国会での過去の答弁を十分に踏まえたものとなっているのか、総務省は丁寧に説明を行う必要がある。

（３）特定基地局開設料の導入

本法律案では、電波オークション制度について、懇談会報告書において「最近でも、事業者の提訴等でオークション実施時期が遅れたことにより電波の有効利用に影響が生じた事例があることや、設備投資の抑制やサービス利用料金の上昇の懸念といった慎重な意見が多く、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要がある」とされたことを踏まえ、導入は見送られた。

他方、本法律案により、特定基地局の電波の割当てに際して行われる比較審査の審査項目に、経済的価値に係る負担額として事業者が申し出る特定基地局開設料が加えられ、経済的価値を踏まえた電波の割当てが行われることとされている。特定基地局開設料の詳細や審査時の評価の基準は、総務省が電波の割当ての都度定める特定基地局の開設指針において定めることとされている。

これに対し、大手携帯電話事業者は、「経済的価値に係る負担額の評価の配点を過度に高くすることは、周波数割当てにおける各審査項目のバランスが損なわれ、その他の重要な観点が疎かになる可能性がある」とする旨の意見を示している¹⁴。

比較審査の審査項目や配点については、開設指針において決定されるため、特定基地局開設料の配点が過度に高くなった場合、その他の審査項目¹⁵が審査結果に十分に反映されなくなるおそれがあるとともに、電波オークション制度と同様に、設備投資の抑制やサービス利用料金の上昇といった国民への負担転嫁の可能性も考えられる。審査項目や配点の

¹³ 第 193 回国会参議院総務委員会会議録第 11 号 4 頁（平 29. 4. 25）

¹⁴ 総務省「電波有効利用成長戦略懇談会報告書（案）に対する意見募集の結果について」（平成 30 年 8 月）18 頁

¹⁵ 審査項目は割当ての度に設定されるが、例えば、「人口カバー率」、「安全・信頼性確保」などがある。

考え方が明確化され、開設指針に基づく審査の透明性が確保されることが重要となろう。

（４）特定基地局開設料の用途

本法律案によって導入される特定基地局開設料は、電波の割当てを受けた事業者が自ら申し出た額を国に納付するものである。

本年４月１０日に４事業者¹⁶への５Ｇの電波の割当てが決定されたところであるが、新たに特定基地局開設料を審査項目の一つとして行われる電波の割当ては、早ければ２０２０年度中に実施される見込みとされている。

特定基地局開設料の用途は、本法律案（第１０３条の４）において、①電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策、②高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報の活用による高い付加価値を創出するために必要な施策、③高付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するために必要な施策と規定し、幅広い施策に活用することとしている。

電波利用料の用途については、電波法第１０３条の３第３項の規定に基づき、電波利用共益事務の実施状況を毎年度公表しているが、特定基地局開設料についても、施策の実施状況を毎年度公表し、事後の評価や第三者による検証を行うことなどにより、用途の適正性や透明性を確保していくことが重要となろう。また、施策の実施を通じて、５ＧやＩｏＴ等の最先端の電波利用システムの本格的な普及や更なる高度化が実現するよう、施策の効果を検証していくことが求められよう。

５．おわりに

本法律案は、電波利用料の料額の改定のほか、５Ｇ等の新たなサービスの迅速な展開のため既存周波数を有効活用することを可能とする規定の整備、経済的価値を踏まえた新たな割当手続に関する規定の整備、特定基地局開設料の収入相当額を Society5.0 の実現に資する施策に充当する規定の整備などを行うものであり、これまでの電波利用料制度の見直しの中でも大きな変革とされている。

これまで電波利用料の料額は、３年ごとに見直しが行われてきたが、今回、総務省は「大規模な改革を緊急に検討すべき」として¹⁷、２年での見直しを行うこととしている。我が国の経済成長や社会課題の解決に不可欠となる５ＧやＩｏＴ等の本格的な普及を見据え、今回の見直しが拙速なものとならず、本法律案によって実施することとされる種々の取組が実効性のあるものとなり、電波法第１条に規定する「電波の公平且つ能率的な利用」につながっていくのか、今後の議論の動向が注視される。

（えんどう かずひろ）

¹⁶ 株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社／沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の４者。「第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定」（平 31.4.10 付け総務省報道発表資料）〈http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000378.html〉

¹⁷ 総務省「「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対して提出された意見及び総務省の考え方」（平成 31 年 2 月）１頁